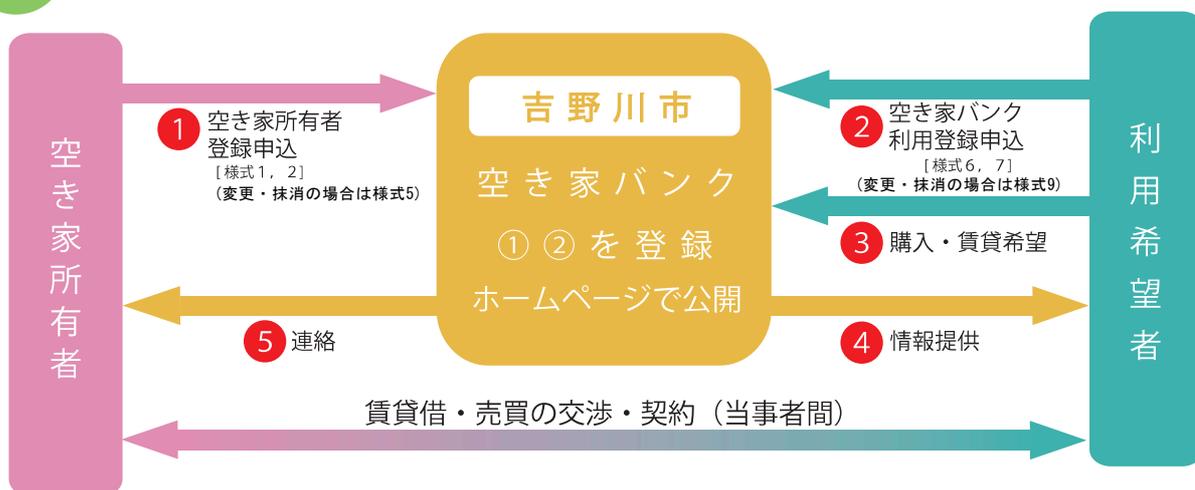


空き家バンク 吉野川市

1 空き家バンクとは

吉野川市における空き家の有効活用を通して、吉野川市の地域活性化並びに定住人口及び交流人口の増加を図るため、吉野川市空き家情報を提供するための制度です。

2 空き家バンクの情報提供の流れ



3 空き家の登録条件

下記のすべてに該当する場合とします。

- (1) 空き家等の売買及び賃貸を生業としない個人の所有である物件（個人以外の営利目的での登録は不可）
- (2) 相続及びその他所有者以外の権利の設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- (3) 共有名義の場合は、各名義者の承諾が得られている物件
- (4) 空き家に係る固定資産税が滞納されていないこと

4 利用を希望される方の登録条件

下記のすべてに該当する方とします。

- (1) 自ら空き家等に居住し、地域の活性化に寄与しようとする方
- (2) 空き家等の転売及び転賃を目的としない方

5 交渉や契約等について

吉野川市「空き家バンク」制度では、情報の提供や必要に応じて連絡及び調整を吉野川市建築営繕室が窓口となり行いますが、物件の賃貸や売買に関する交渉、契約に関与することができませんのでご承知ください。交渉や契約等に関するトラブルについても市は関与しませんので、当事者間で解決してください。

6 その他の注意点

空き家を登録していただける貸主・売主の皆様へ

個人情報の保護について

空き家バンクでは、空き家の情報登録の申込みの際に、個人情報の提供をお願いしております。

空き家の情報について、要綱に定める必要な事項について公開することとし、個人情報について、吉野川市個人情報保護条例（平成16年吉野川市条例第11号）の規定に基づき、本事業の目的以外の用途には利用しません。

1. 空き家バンクが保有する情報の範囲

提供をお願いする情報は、空き家の情報のほか、氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報です。

2. 情報を提供する範囲

(1) 空き家バンクの本市ホームページ等で公開する情報の範囲は、次のとおりです。

- ① 空き家の所在地（字の手前まで明記）
- ② 空き家の状況
- ③ 敷地の状況
- ④ 設備関係
- ⑤ 賃貸・売却の別
- ⑥ 間取図及び状況写真
- ⑦ その他特記事項

(2) 空き家所有者及び利用希望者に対する個人情報の提供

空き家所有者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して空き家所有者の情報をそれぞれ提供します。

現地立会及び提供物について

- 担当職員が現地確認や写真撮影(外観)等を行いますので、その際の立会をお願いします。
- 内観写真、間取り図(平面図)を、ご提供下さい。自身で準備が難しい場合は、お声がけしている(依頼している)不動産業者等へご相談下さい。